



建設廃棄物の
適正処理ガイド

建設廃棄物

正しく処理して
いますか？

排出事業者の責務



発注者

発注

発注者から直接建設工事を請け負った者 = 排出事業者

A

建設工事に伴って発生する廃棄物（建設廃棄物）は、**発注者から直接建設工事を請け負った建設業を営む者が排出事業者**になります。

排出事業者は、法に従い廃棄物を適正に処理する責任があります。排出事業者は、廃棄物の処理を自ら行うか、産業廃棄物処理業の許可業者に委託して行わなければなりません。

(法第3条、法第12条、法第21条の3)



発注

排出事業者から建設工事を請け負った者

B

排出事業者と協力し、廃棄物の適正処理に努めましょう。



不法投棄や
野外焼却は
禁止
されています

廃棄物の不法投棄や野外焼却には、**罰則**が科せられます。

処理を委託した業者が不法投棄を行った場合にも、排出事業者の責任が問われることがあります。

5年以下の拘禁刑若しくは
罰則 1,000万円以下(法人には3億円以下)の罰金又はこの併科



残置物の適正処理

建築物の解体・リフォーム工事等の際に残された不要家具・家電等（残置物）は、残置物の所有者である建築物の所有者・占有者が、法に則って処理する必要があります。

家庭の残置物は原則「一般廃棄物」となります。広島市の一般廃棄物の排出方法で適正に処理してください。

【所管課：業務第一課】



工事計画時



処理を委託する場合

書面により委託契約を締結するなど、**A**
法で定められた基準(委託基準)を守る
必要があります。

契約書に必要な事項も法により定められています。

委託契約

3P

工事施工

廃棄物の発生
保管



A B

廃棄物を保管する際は、
法で定められた基準(保管基準)を守る
必要があります。

廃棄物の保管

4P

排出



処理を委託する場合

廃棄物を委託業者に引き渡す際は、
マニフェスト(産業廃棄物管理票)を
交付しなければなりません。
A

マニフェスト

5P

収集運搬



A B

廃棄物を運搬する際は、
法で定められた基準(処理基準)を守る
必要があります。

廃棄物の運搬

6P

処分



各種届出・リサイクル

7P

※ 法 : 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
施行令: 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
施行規則: 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

委託契約

廃棄物の処理を他人に委託するときは、委託基準を守る必要があります。

(法第12条第5項・第6項・第7項)



業者選び

処理を委託できる業者かどうか、許可証で確認してください。

- 産業廃棄物処理業の許可を持っているか
委託しようとする廃棄物が、許可の品目に含まれていること、委託契約期間は許可の有効期間内であることが必要です。
また、収集運搬を委託する場合は、排出場所と運搬先それぞれを管轄する自治体の許可が必要です。
- 委託しようとする廃棄物を、適正に処理できる能力があるか
処理施設の能力、施設や廃棄物の管理状況、埋立地の残余容量などを確認することも大切です。
- 処理料金は適正か
極端に安い場合は、不適正処理につながるおそれがあります。複数業者から見積もりを取るなど、適正な処理料金について検討してください。

※許可業者の情報は、一般社団法人広島県資源循環協会のホームページ「ひろしま産廃ネット」で検索できます。

ひろしま産廃ネット

検索

契約締結

排出事業者が直接、収集運搬業者・処分業者のそれぞれと、**事前に、書面で契約**する必要があります。

契約書に記載しなければならない事項は法令で定められています。

契約書には、**産業廃棄物処理業許可証の写し**を添付してください。

確認・保存

委託契約どおりに処理が行われたかどうか、確認しましょう。

返送されたマニフェストの写し(B2・D・E票)を確認しましょう。

- 収集運搬業者・処分業者は、委託契約書のとおりか
- 最終処分まで適正に行われたか

委託契約書は、**契約終了の日から5年間保存**しなければなりません。

委託基準を守らなかった場合、**罰則**があります

- 委託契約を締結していなかった場合
- 産業廃棄物処理業の許可を有していない者に委託した場合 など

罰則

5年以下の拘禁刑若しくは1,000万円以下の罰金又はこれの併科

〔従業員が業務上で法違反をした場合、行為者のほか、法人も罰せられます!〕



廃棄物の保管

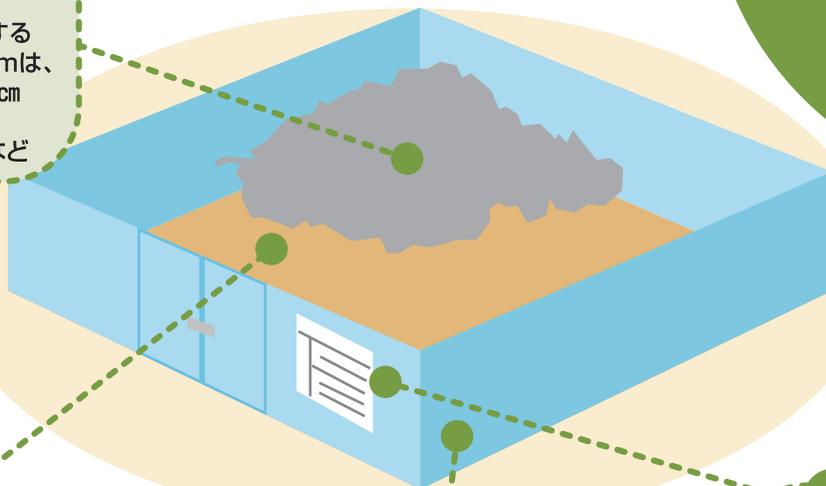
廃棄物を保管する際は、保管基準を守る必要があります。
(施行規則第8条)

積上げ高さの制限

屋外で容器を用いず保管する場合

- 高さ÷底辺が1/2を超えない
- 廃棄物が囲いに接する場合、囲いの内側2mは、囲いの上端から50cm以下とする

など



飛散・悪臭の発生防止等

- 飛散・流出しないよう粉塵・浸透防止対策をとる
 - 汚水が発生するおそれがある場合は排水溝を設置し、底面を不浸透性材料で覆う
 - 悪臭やねずみ・ハエ・蚊等の害虫を発生させない
- など

囲いの設置

- 廃棄物の荷重がかかる場合は、構造耐力上の安全性を確保する

(例)

- ブロック塀 矢板
コンクリート塀
- × ロープを張っただけ
工事用バリケードを並べただけ

掲示板の設置

- 縦横それぞれ60cm以上で見やすい場所に設置する

〈掲示板の表示例〉

産業廃棄物の保管場所	
管理者及び連絡先等	会社名 所在地 電話、責任者
保管する産業廃棄物の種類	
最大積上げ高さ	(屋外で容器を用いずに保管する場合)

工事現場内での保管は、排出事業者から工事を請け負った者も排出事業者とみなされ、適正に保管されていない場合、排出事業者とともに、改善命令・措置命令の対象となります。

工事現場外の保管

建設工事現場以外の場所で、産業廃棄物を保管（面積300㎡以上）する場合は、事前に「産業廃棄物事業場外保管届出書」を提出してください。

※様式等、詳しくは広島市ホームページをご覧ください。

アスベスト(石綿)

廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物を保管する場合は、仕切りを設けるなど、その他の廃棄物と混合しない措置、覆い・梱包等の飛散防止措置を講じてください。

廃石綿等を排出する工事を行う場合は、廃石綿等の処理に関する計画書・報告書の提出とともに、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置してください。

※様式等、詳しくは広島市ホームページをご覧ください。

リチウムイオン電池の処理

リチウムイオン電池は、強い衝撃が加わると発煙・発火のおそれがあります。

このため、リチウムイオン電池や同電池を使用した製品がある場合は、他の廃棄物と分別してください。処理は、適切な処理業者で行ってください。

※リチウムイオン電池本体にはリサイクルマークが表示されています。



電池使用製品には表示がなくても、充電できる製品等には、リチウムイオン電池が使用されている可能性があります。



モバイルバッテリー



電動工具



空調服

マニフェスト (産業廃棄物管理票)

廃棄物を引き渡す際は、マニフェストを交付しなければなりません。

(法第12条の3第1項)



排出事業者は、廃棄物を引き渡す際、マニフェストを交付する必要があります。

マニフェストには、電子マニフェストと紙マニフェストの2種類があります。

電子マニフェスト

排出事業者、収集運搬業者、処分業者が、情報処理センター（日本産業廃棄物処理振興センター）のネットワークを介してやり取りする仕組みです。



交付・登録

産業廃棄物の種類、運搬先ごとに、マニフェスト情報を登録

保存

保存不要（情報処理センターがマニフェスト情報を保存）

不要

報告

報告不要（電子マニフェスト登録分は、情報処理センターから報告）

不要

※排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者とも電子マニフェストに加入することが必要です。加入方法等詳しくは、「公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（JWセンター）」のホームページをご覧ください。

紙マニフェスト

A～E票の7枚複写になっています。

A票…

産業廃棄物の種類、運搬先ごとに、必要事項を記入して、交付

マニフェスト（A票、運搬・処分終了後に返送されるB2・D・E票）を5年間保存

前年度（4月～3月）の交付等状況報告を、6月30日までに市に提出

※交付等状況報告の様式等については、広島市ホームページをご覧ください。

紙マニフェスト（建設系廃棄物マニフェスト）記載例

記載箇所		排出事業者を記載	
交付年月日	交付番号	交付担当者	整理番号
年 月 日	予め記載されています	氏名	事前協議 番号/年月日等
事業所	事業所	氏名	検査又はサイン
住所 千	所在地 千	氏名又は名称	(B1票) 検査又はサイン
氏名又は名称	名称	電話番号	(B2票) 検査又はサイン
電話番号	電話番号		(D票) 検査又はサイン
			(E票) 検査又はサイン
産業廃棄物の種類 (単位: t, kg, m ³ , l)		後日送付されるB2,D,E票との内容照合記入・検印する	
安定型品目	数量	安定型品目	数量
01 コンクリート		07 混合 (安定型のみ)	
02 アスコン		11 建設汚泥	
03 その他がれき		12 紙くず	
04 ガラス・陶磁器くず		13 木くず	
05 廃プラスチック類		14 繊維くず	
06 金属くず		15 廃石膏ボード	
		16 混合 (管理型含む)	
		特別管理産物	数量
		21 廃石膏等	
		総重量又は総容量	
		形状	荷姿
		1 固形状	1 バラ
		2 泥状	2 コンテナ
		3 液状	3 ドラム缶
			4 袋
中間処理 (管理型交付者 (処分委託者) の氏名又は名称)		※この欄は記載不要です (二次マニフェストの場合に使用)	
産業廃棄物及び管理票の交付番号 (登録番号)			
最終処分 (埋立処分、再生等) の場所 (予定) 所在地/名称		1 委託契約書記載のとおり 2 当欄記載のとおり	
運搬受託者 (収集運搬業者) (1)		運搬受託者 (収集運搬業者) (2)	
住所 千	住所 千	※収集運搬業者が2社ある場合に使用する欄	
氏名又は名称	氏名又は名称		
電話番号	電話番号		
積替え・保管	積替え・保管		
1. 有 2. 無	1. 有 2. 無		
収集運搬車両番号	収集運搬車両番号		
車種	車種		
処分受託者 (処分業者)		運搬先の事業場 (処分業者の処理施設)	
住所 千	所在地 千	所在地 千	
氏名又は名称	氏名又は名称	名称	
電話番号	電話番号	電話番号	
積替え又は保管		処分方法	
1. 有 2. 無	1. 有 2. 無	処分方法 最終処分 1. 安定型 2. 管理型 3. 遮断型	
備考 (廃棄物の特性と取扱い上の注意、工事種別、その他連絡事項等)		備考 (有償物収集が行われる場合に「有」に○印し、実績数量は収集運搬業者又は積替え・保管を行った者がそれぞれ記入する)	
運搬担当者 (1) 氏名 (サイン又は受領印)		運搬担当者 (2) 氏名 (サイン又は受領印)	
年月日	年月日	年月日	

**罰則
があります!**

- マニフェストを交付していない場合
- 規定されている事項を記載しない、又は虚偽の記載をして交付した場合など

罰則

**1年以下の拘禁刑又は
100万円以下の罰金**



廃棄物の運搬

運搬の際は、処理基準を守る必要があります。

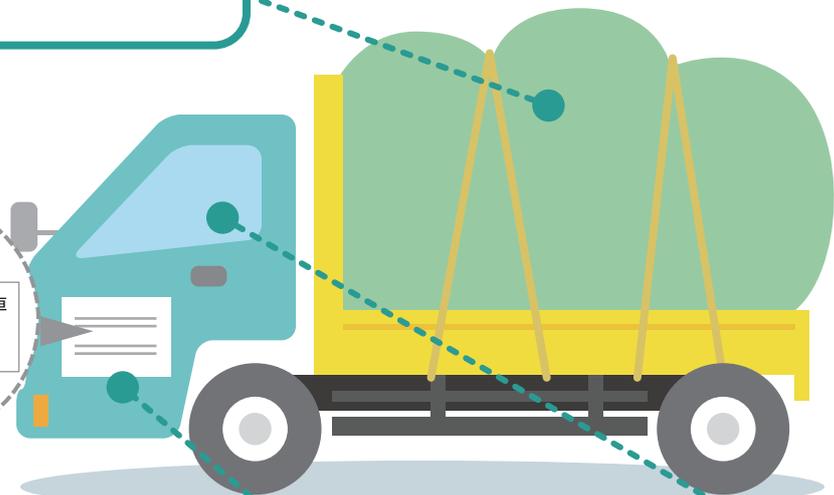
(法第12条第1項、施行令第6条)

飛散・悪臭の発生防止等

- 飛散・流出しないようにすること
- 悪臭・騒音・振動によって周辺環境に支障が生じないようにすること



産業廃棄物収集運搬車
●●●株式会社
第○○○○○○号



車両への表示

- 下記の項目を表示
 - ・ 産業廃棄物を運搬している旨の表示 (文字サイズ5cm以上)
 - ・ 収集運搬している者の氏名、名称 (文字サイズ3cm以上)

- 上記項目に加え、下記の項目を表示
 - ・ 許可番号 (文字サイズ3cm以上)

- ・ 見やすく鮮明に、識別しやすい色で表示
- ・ 車両の両側面に表示
- ・ マグネット可

車両への書面の備え付け

- 下記の事項を記載した書類
 - ・ 氏名又は名称及び住所
 - ・ 積載日
 - ・ 産業廃棄物の種類及び数量
 - ・ 積載した事業場 (名称・所在地・連絡先)
 - ・ 運搬先の事業場 (名称・所在地・連絡先)

- 下記のもの
 - 【 manifests 伝票の場合 】
 - ・ マニフェスト
 - ・ 許可証の写し
 - 【 電子マニフェストの場合 】
 - ・ 電子マニフェスト使用事業者証の写し
 - ・ 許可証の写し
 - ・ 登録事項の記載書面又は電磁的記録



産業廃棄物収集運搬業許可証
●●●株式会社
○○県知事 印
許可の年月日
許可の有効年月日
事業の範囲

排出事業者 (発注者から直接建設工事を請け負った者) が自ら運搬する場合

排出事業者 (発注者から直接建設工事を請け負った者) から建設工事を請け負った者が運搬する場合

※ 産業廃棄物収集運搬業の許可及び排出事業者からの収集運搬の委託がなければ、法令で定める例外を除き、産業廃棄物の運搬を行うことはできません。

また、収集運搬を受託した者が他の業者に収集運搬を委託すること (再委託) は、原則禁止されています。

各種届出 リサイクル

主な届出、リサイクルについて
まとめています。

建設リサイクル法に基づく届出

対象

特定建設資材(コンクリート、コンクリートと鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート)を取り扱う次の工事

- ・建築物の解体工事：床面積合計 80㎡以上
- ・建築物の新築・増築工事：床面積合計500㎡以上
- ・建築物の修繕・模様替等工事：請負金額 1億円以上
- ・建築物以外の工作物の工事：請負金額 500万円以上

- ・事前に発注者から工事現場を管轄する区役所の建築課へ届出
- ・工事にあたっては、分別解体、再資源化を実施
- ・工事の終了後、排出事業者から発注者へ再資源化等完了報告書を提出

※様式等、詳しくは広島市ホームページをご覧ください。

【所管課：各区建築課】

多量排出事業者による届出

対象

多量の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者

前年度の発生量（市内に複数の作業現場がある場合は、発生量の合計）が次のいずれかの事業者

- ・産業廃棄物 500t/年以上
- ・特別管理産業廃棄物 50t/年以上

- ・6月30日までに処理計画書を提出
- ・計画書を提出した翌年度は、発生量にかかわらず実施状況報告書を提出
- ・提出された計画書・報告書は広島市ホームページで公表

※様式等、詳しくは広島市ホームページをご覧ください。

【所管課：産業廃棄物指導課】

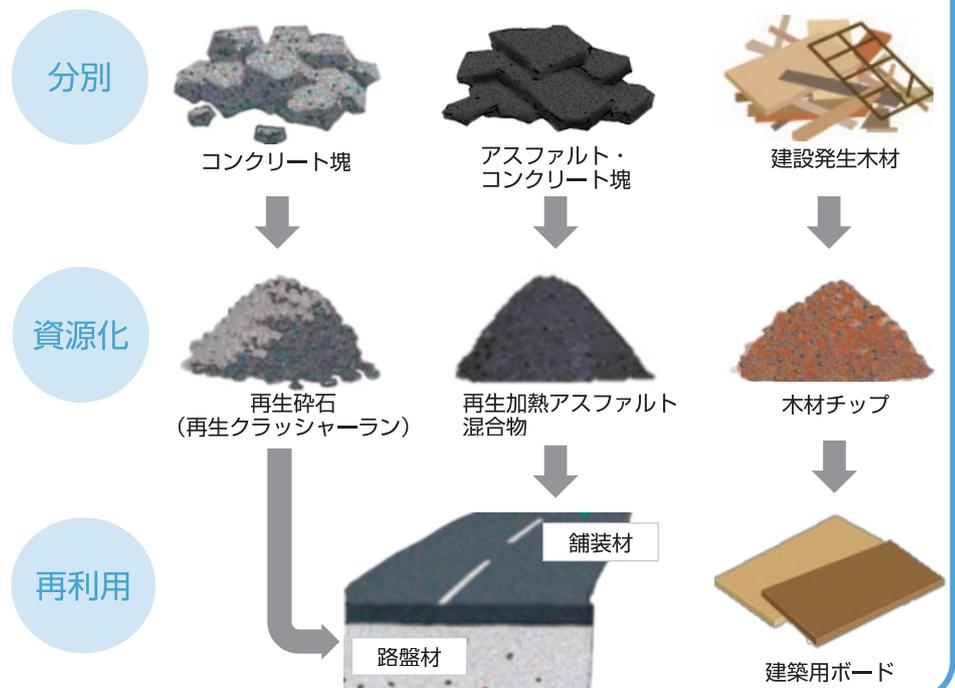
建設廃棄物のリサイクルに努めましょう

広島市域から排出される産業廃棄物の排出量、最終処分量において、建設廃棄物は大きな割合を占めています。

アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、鉄くず等の再生可能な廃棄物は分別し、リサイクルしましょう。

また、可能な限り、再生資材の利用に努めましょう。

(リサイクル例)



詳しくは、[広島市ホームページ](#)へ

広島市役所 建設廃棄物

検索

各種基準等の詳細については、[広島市ホームページ](#)のコンテンツ「建設廃棄物の適正処理（事業者の遵守事項等）」に掲載しています。

お問い合わせ先

広島市環境局業務部産業廃棄物指導課

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 TEL:082-504-2225、2226 FAX:082-504-2229